

【鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会】

- ・日程 令和7年10月22日（水）16：00～16：30
- ・議題 北海道の家きんにおける鳥インフルエンザの疑似患畜の発生を踏まえた今後の対応について
- ・出席者
内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省、環境省、防衛省、内閣官房

10月21日 16時35分

(鳥インフルエンザ事案)

石破総理指示

- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしつかり収集すること。
- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

農林水産省
令和7年10月

1	高病原性鳥インフルエンザとは	…	1
2	高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認事例について	…	1
3	総理指示を受けた対応	…	2
4	高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況	…	3
5	鳥インフルエンザの発生状況	…	4
6	過去の発生事例	…	5
7	令和6年シーズンを踏まえた鳥インフルエンザ対策パッケージ	…	6
8	輸出への影響	…	7
9	発生時における政府一体となった対応	…	8
(参考)	高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2023年9月以降)	…	9

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因（病原体）

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス



元気消失

(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5、6年シーズンに発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

2 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認事例について

(1) 場所 ・北海道白老（しらおい）町の養鶏農場（採卵鶏） ・飼養羽数：約46万羽

(2) 周辺農場

3 km圏内：1戸、約8万羽 3 km-10km圏内：3戸、約54万羽 合計4戸、約62万羽

(3) 発生経緯

・10月21日（火）、北海道白老町の養鶏農場において、死亡羽数が増加したことを受け、家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日16時30分、A型インフルエンザ陽性と判明。

・そのため、同家畜保健衛生所によりPCR検査を実施。
その結果、22日（水）8時00分、疑似患畜と確定。

3 総理指示（令和7年10月21日）を受けた対応

＜総理指示＞（令和7年10月21日16時35分）

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしつかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

＜対応＞

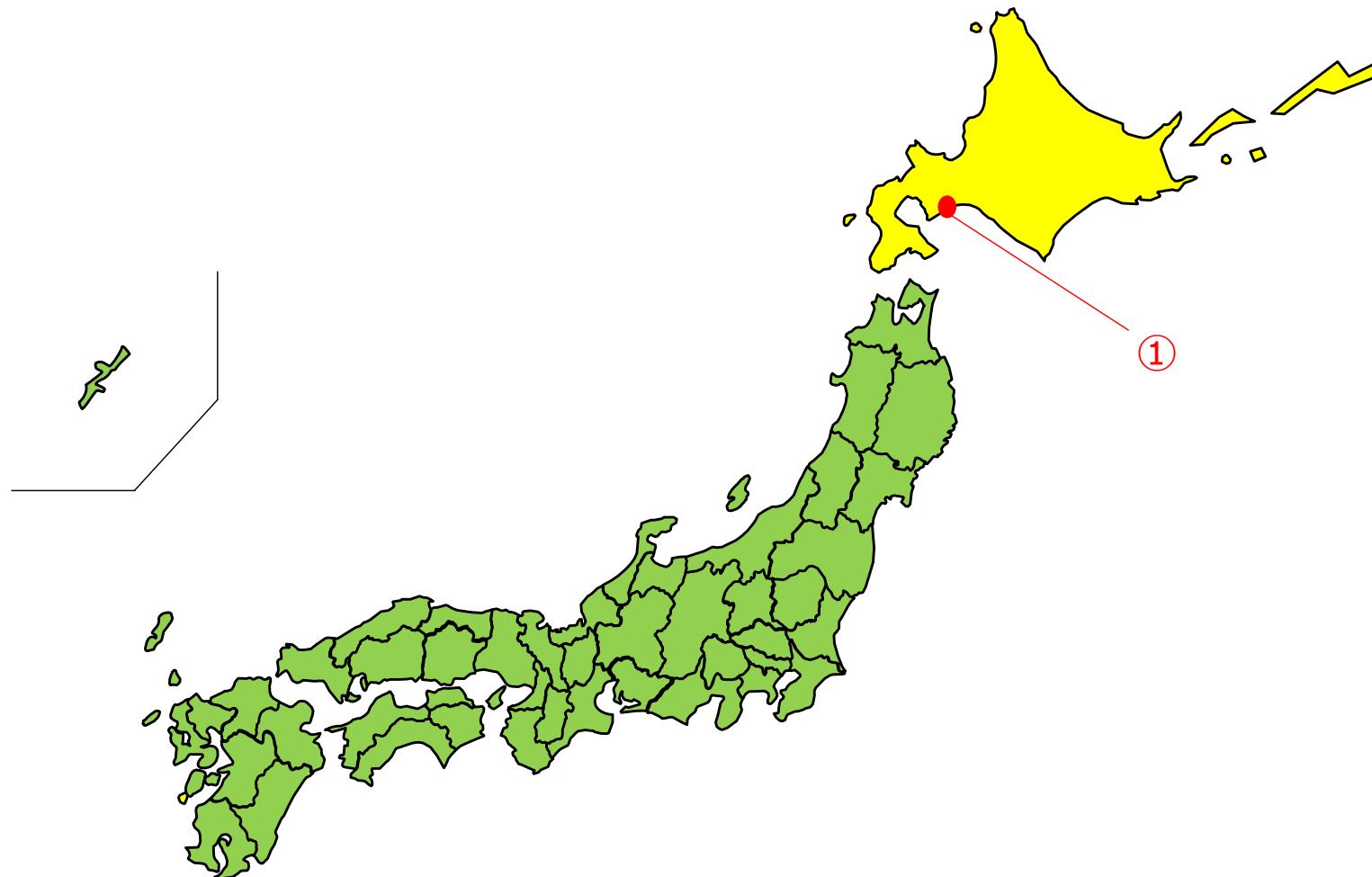
- ① 関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。）
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

4 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

事例数： 1事例 (防疫措置対象： 農場 1施設 約46万羽)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所		発生日 ※ 1	飼養羽数 ※ 2、3		防疫措置 (殺処分、消毒等)		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
①	北海道 1	養鶏場 (北海道白老町)	令和7年 10月22日		約45.9万羽 (採卵鶏・ケージ、平飼い)	開始	完了	
①	北海道 1	養鶏場 (北海道白老町)	令和7年 10月22日	農林水産省 対策本部	10月22日 10月22日 8時00分	—	—	—

※ 1 疑似患畜と確認した日 ※ 2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。※ 3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。



5 鳥インフルエンザの発生状況

- 令和6年シーズンは、**14道県51事例**で発生し、令和7年1月に発生が急増。
- 令和7年シーズンは、**北海道において10月22日に家きんの陽性事例 1例**を確認。

令和7年シーズンの発生状況



過去シーズンとの比較

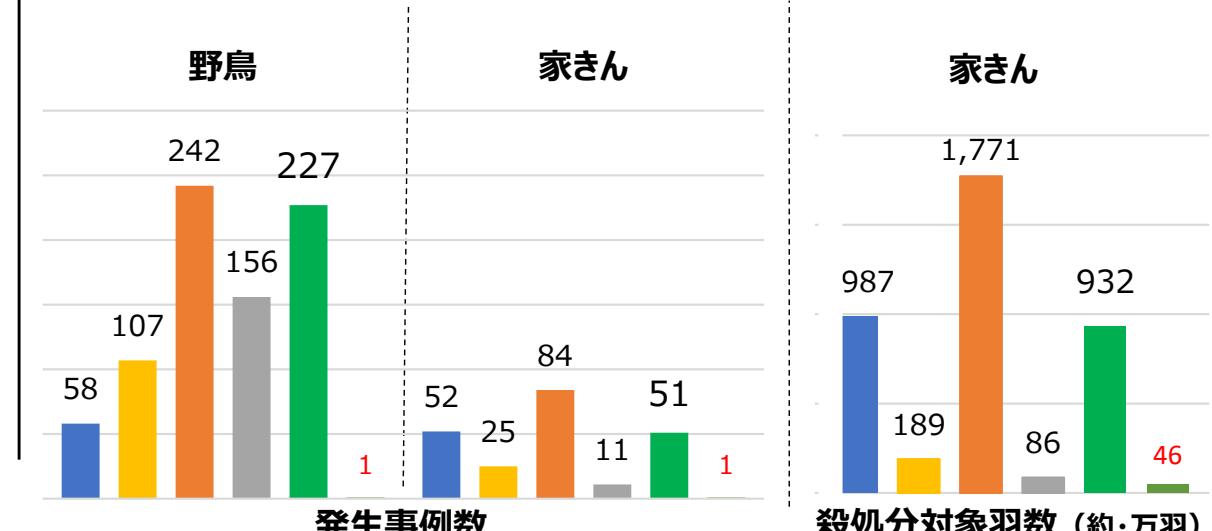
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

■: R2シーズン ■: R3シーズン ■: R4シーズン ■: R5シーズン ■: R6シーズン ■: R7シーズン



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

6 過去の発生事例

<平成15年度の発生> H 5 N 1 亜型（高病原性）

1～3月…3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
(※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H 5 N 1 亜型（高病原性）

1～2月…2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

<平成22年度の発生> H 5 N 1 亜型（高病原性）

11～3月…9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

<平成26年度の発生> H 5 N 8 亜型（高病原性）

4月…1県1事例 約10万羽（熊本県）

12～1月…4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

<平成28年度の発生> H 5 N 6 亜型（高病原性）

11～3月…9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

<平成29年度の発生> H 5 N 6 亜型（高病原性）

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽（香川県）

<令和2年シーズンの発生> H 5 N 8 亜型（高病原性）

11～3月…18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

<令和3年シーズンの発生> H 5 N 1 亜型／H 5 N 8 亜型（高病原性）

11～5月…12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

<令和4年シーズンの発生> H 5 N 1 亜型／H 5 N 2 亜型（高病原性）

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽（岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県）

<令和5年シーズンの発生> H 5 N 1 亜型／H 5 N 6 亜型（高病原性）

11～4月…10県11事例 約85.6万羽（佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県）

<令和6年シーズンの発生> H 5 N 1 亜型（高病原性）

10～2月…14道県51事例 約932万羽（北海道、千葉県、新潟県、島根県、香川県、宮城県、岐阜県、鹿児島県、埼玉県、宮崎県、愛媛県、茨城県、愛知県、岩手県）

<平成17年度の発生> H 5 N 2 亜型（低病原性）

6～12月…2県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

<平成20年度の発生> H 7 N 6 亜型（低病原性）

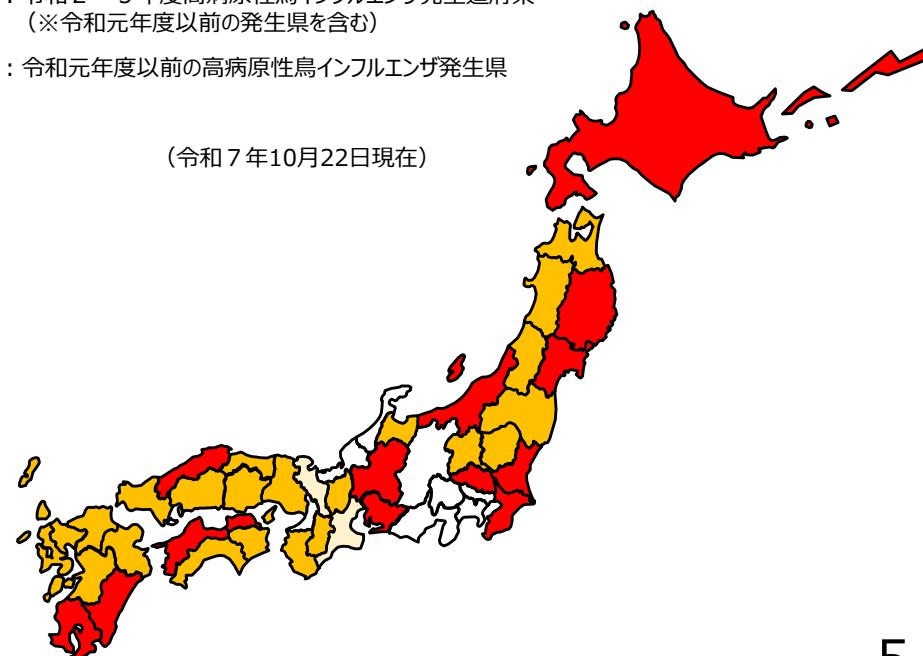
2～3月…1県7事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

※野鳥における発生（高病原性）

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)

- ・平成26～27年 全6県12事例
- ・平成28～29年 全22都道府県218事例
- ・平成29～30年 全3都県45事例
- ・令和2年シーズン 18道県58事例
- ・令和3年シーズン 8道府県107事例
- ・令和4年シーズン 28道県242事例
- ・令和5年シーズン 28都道府県156事例
- ・令和6年シーズン 19道県227事例

(令和7年10月22日現在)



7 令和6年シーズンを踏まえた鳥インフルエンザ対策パッケージ

- 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の**対策パッケージ**を打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- **養鶏集中地域や過去続発地域**をあらかじめ指定し、**地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等**を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる**塵埃対策等**を**飼養衛生管理基準**に新たに位置付け
- **再発農家への改善確認**の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の**手当金減額率の見直し**
- 指導に従わない農家への**法的な指導や勧告の実効性向上**
- 飼養衛生管理基準への**段階評価**の導入

II 分割管理の推進

- **分割管理**に取り組む場合の対応を**法律に基づく飼養衛生管理基準**に位置付け
- **大規模農家**での**分割管理の検討**を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、**分割管理の運用の見直し**

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、**予防的ワクチン接種の導入**に向けた検討を開始

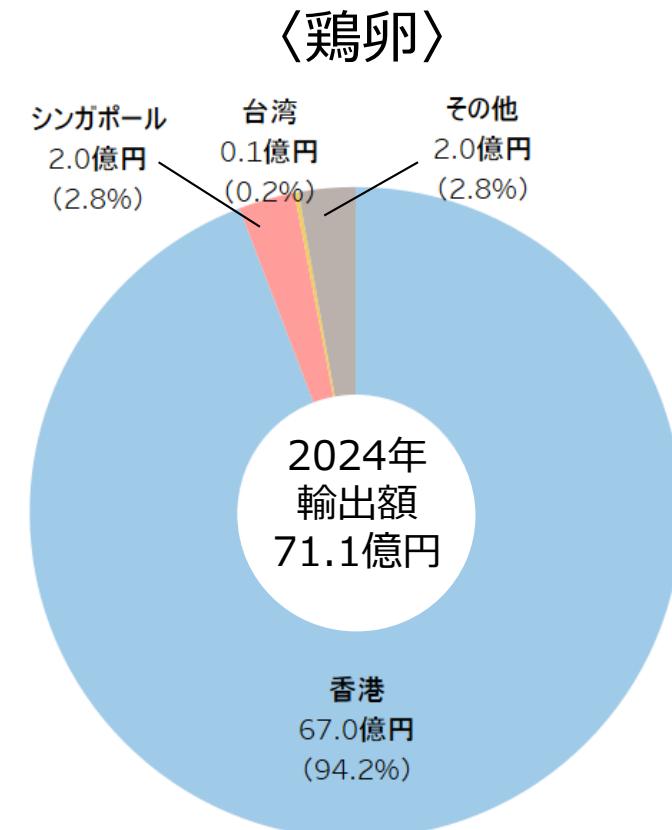
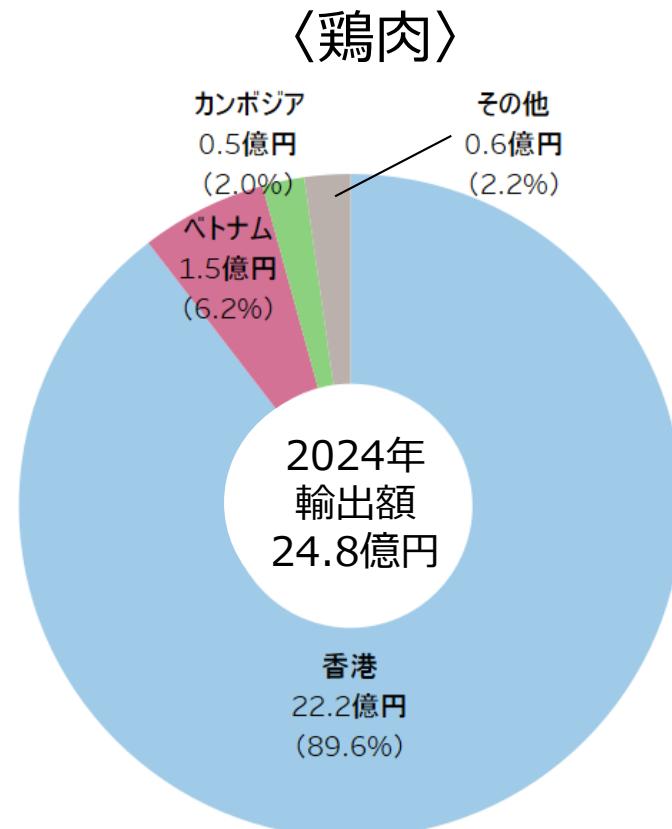
IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- **民間事業者の活用**が進むよう、**事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等**を促進

8 輸出への影響

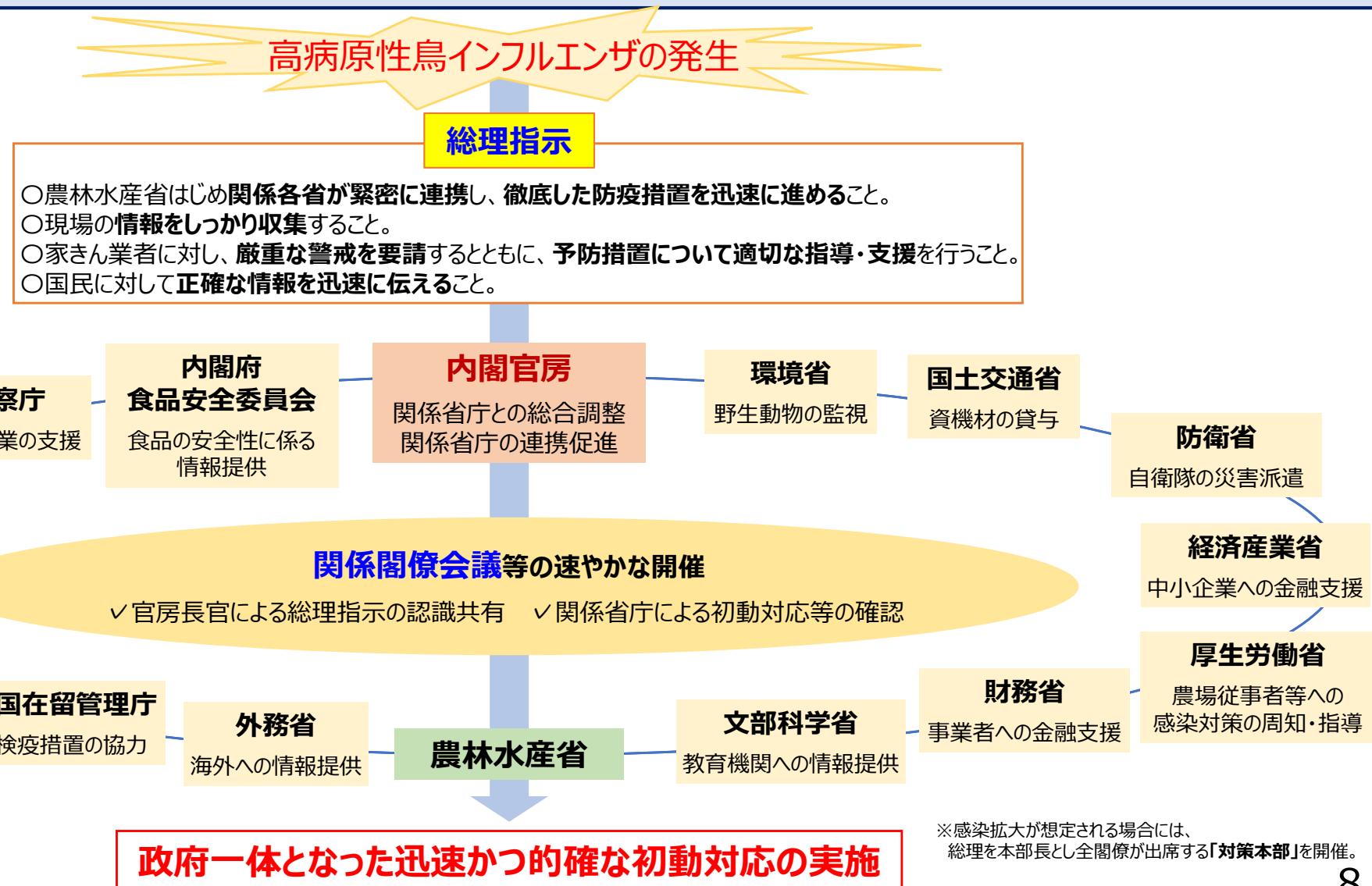
- 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合、同日から、香港、シンガポール、マカオ、米国、ベトナムに 対しては、**発生県の鶏肉・鶏卵の輸出を停止。**
- その他の国に対しては、**全国の鶏肉・鶏卵の輸出を一時停止。**その後、輸出停止の解除に向け、輸出先国と交渉。

【鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2024年）について】

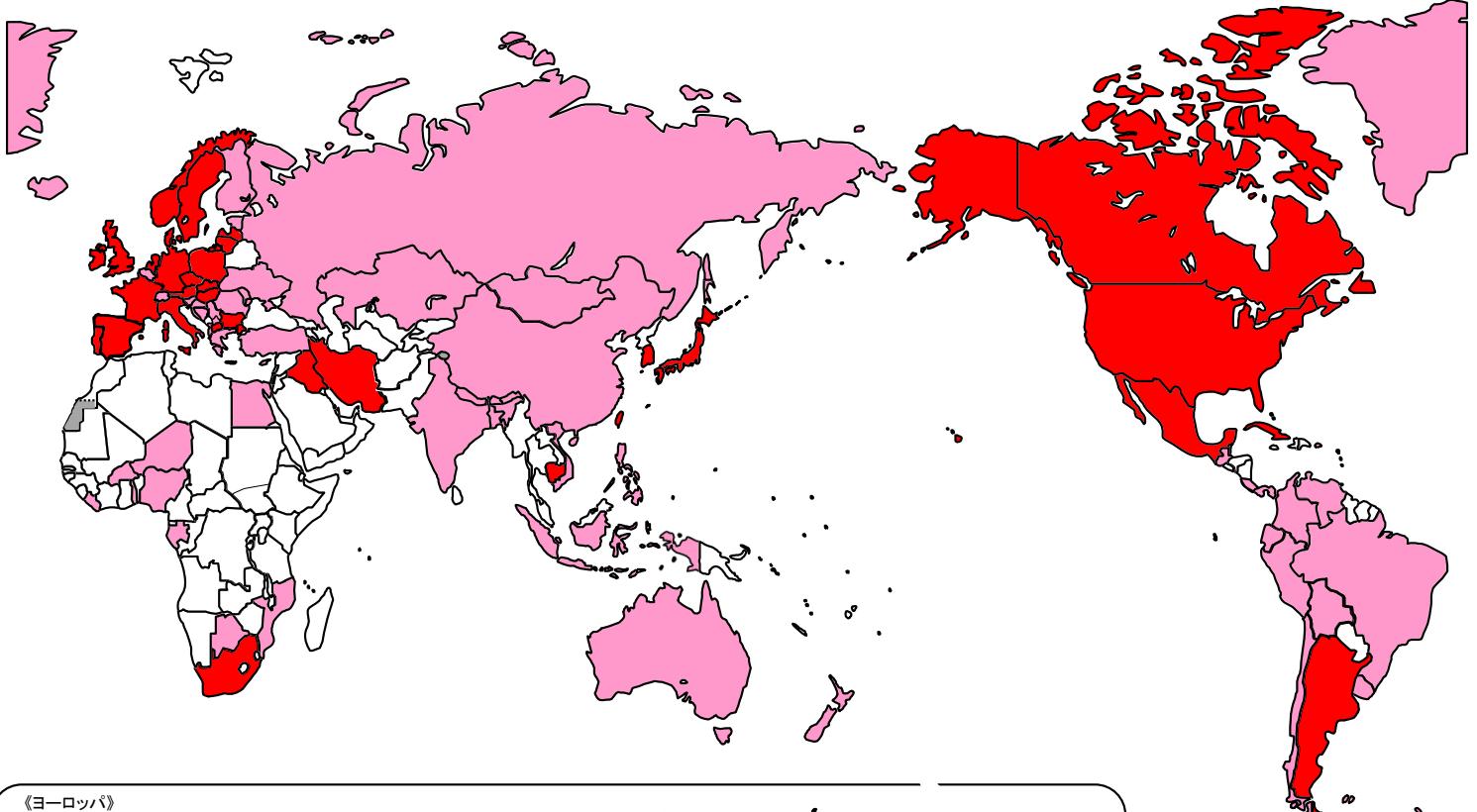


9 発生時における政府一体となった対応

- 高病原性鳥インフルエンザの発生時には、**政府一体となつた迅速かつ的確な初動対応**を行うことにより、早期の収束を図ることが重要。
- このため、**総理指示**を踏まえ、内閣官房が中心となり関係省庁の初動対応等の確認を行い、早期の事案の収束や感染拡大防止を図る。



(参考)高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況 (2023年9月以降)



《ヨーロッパ》										
アイスランド	H5N5	2024.12.2 [2025.3.7]	スロベニア	H5N1	2024.10.16 [2024.12.22]	フィンランド	H5N1	[2025.6.10] [2025.6.13]	ポルトガル	H5N1 2025.9.2 [2025.10.10]
アイルランド	H5N1	2025.7.22 [2025.10.13]	セルビア	H5N1	2024.10.17 [2024.11.29]	フランス	H5N1	2025.10.14 [2025.10.7]	H7	[2025.10.6]
イタリア	H5N1	2025.10.15 [2025.10.17]	クロアチア	H5N1	2024.11.29 [2024.11.26]			ルーマニア	H5N1	2025.3.7 [2025.4.9]
英国	H5N1	2025.10.10 [2025.10.2]	ハンガリー	H5N1	2025.5.4 [2025.10.10]			チェコ	H5N1	2025.9.26 [2025.3.31]
サウスジョージア・サウスサンドウェイチ諸島	H5N1	2023.11.8 [2024.10.24]	グリーンランド	H5N5	2024.10.7 [2024.10.21]	ブルガリア	H5	2025.10.6 [2023.11.27]	オーストリア	H5N1 2025.1.24 [2025.10.20]
フォークランド諸島	H5N1	[2024.9.12]	フェロー諸島	H5N5	2023.10.6 [2024.10.21]			カザフスタン	H5N1	2025.10.14 [2023.12.28]
セントヘレナ	H5N1	2025.10.6 [2025.8.15]	ドイツ	H5N1	2025.10.16 [2025.10.10]	コソボ	H5N1	発生日不詳	キプロス	H5N1 [2024.2.2]
オランダ	H5N1	2025.10.6 [2025.8.15]				ウクライナ	H5	2025.3.7 [2024.9.17]	トルコ	H5N1 2025.4.5
北マケドニア	H5N1	2024.10.14 [2025.10.8]		H5N5	2024.12.10 [2024.2.28]		H5N1	2025.2.6 [2025.3.7]	リトアニア	H5N1 2025.10.12 [2025.5.26]
スイス	H5N1	2025.2.11							ラトビア	H5N1 2025.10.8 [2025.9.24]
スウェーデン	H5N1	2025.10.14 [2025.9.26]	ノルウェー	H7N5	2024.6.29 [2025.9.29]	ベルギー	H5N1	2025.3.5 [2025.7.28]	ボスニア・ヘルツェゴビナ	H5N1 2025.2.7 [2025.2.12]
スペイン	H5	[2024.2.21]		H5N5	2024.11.6 [2025.9.24]		H5	2025.7.30 [2024.10.5]	アルバニア	H5N1 2025.3.2
	H5N5	[2025.4.18]							ギリシャ	H5N1 [2025.2.27]
	H5N1	2025.10.14 [2025.10.2]		H5	[2025.8.28]	ポーランド	H5N1	2025.10.17 [2025.9.16]	エストニア	H5N1 [2025.4.7]

《オセアニア》				
豪州	H7N3	2024.6.23		
	H7N9	2024.5.22		
	H7N8	2025.2.22		
	H7N6	2024.11.23		

《アジア》										
日本	H5N1	2025.1.31 [2025.10.21]								
	H5N6	2024.2.10 [2023.12.6]								
	H5N5	[2024.4.30]								
	H5N2	[2024.4.19]								
	H5	[2025.4.22]								
韓国	H5N1	2025.9.12 [2025.3.24]								
	H5N3	[2024.10.2]								
	H5N6	2024.2.8 [2024.2.6]								
台湾	H5N1	2025.10.13 [2025.3.14]								
香港	H5N1	[2024.11.15]								
イスラエル	H5N1	2025.1.19 [2025.2.5]								
フィリピン	H5N1	2025.4.4 [2025.3.28]								
	H5N2	2024.11.19								
	H5N9	2025.4.15								
ベトナム	H5N1	2025.4.3 [2024.9.8]								
インド	H5N1	2025.8.7 [2025.8.24]								
カンボジア	H5N1	2025.10.16 [2025.2.3]								
ブータン	H5N1	2024.8.29								
中国	H5N1	[2024.5.11]								
	H5	[2024.5.25]								
	H5N6	[2024.6.13]								
イラク	H5N1	2025.10.12 [2024.5.11]								
インドネシア	H5N1	2023年下半期								
モンゴル	H5N1	2024.10.13								
ネパール	H5N1	2025.2.2								
バングラデシュ	H5	2025.3.11								
ニュージーランド	H7N6	2024.11.23								
イラン	H5N1	2025.9.29								

■ : 2025年8月以前に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域
(2025年9月以降は発生報告なし)

■ : 2025年9月以降に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域

2025年10月21日現在

出典: WOAH等

※ []は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。

※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、

その後の清浄性確認については記載していない。

※型別に最新の発生事例を記載

※白色の国・地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。

※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、

WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生の疑い事例に係る
環境省の対応について

令和7年10月22日
環境省自然環境局

北海道白老町の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、北海道に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 環境省北海道地方環境事務所に、北海道と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を行うよう指示。
- 北海道と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした鳥類相調査を実施する。

(参考) 野鳥の監視等の具体的な内容

- 都道府県と連携して通年で死亡野鳥等を対象に検査し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査。
- 国内の複数箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」として、野鳥監視を強化。
- 野鳥、家きん及び飼養鳥（※）において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。同区域内では野鳥での感染状況の把握等を目的とした渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査、一般市民への注意喚起等を実施。
※環境試料（糞便、水等）や哺乳類を含む

なお、直近の令和7年10月17日に北海道苫小牧市の野鳥（オオタカ）において、H5N1亜型高病原性鳥インフルエンザが確認され、回収地点半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、野鳥の監視を強化した。

※今シーズンの発生状況（令和7年10月22日10時00分現在）

- ・家きん：1道1例（別表のとおり野鳥監視重点区域を指定）
- ・野鳥：1道1例
- ・飼養鳥：未発生

令和7（2025）年シーズン家きんにおける野鳥監視重点区域の指定状況

家きん国内 ○例目	場所			検体情報	簡易検査陽性 結果判明日	PCR検査による 疑似患畜確定日	野鳥監視重点区域		
	都道府県	都道府県内 ○例目	市町村				指定日	防疫措置完了日 (消毒終了)	解除日 (防疫措置が完了した日の 次の日を1日目として 28日目の24時に解除)
1例目	北海道	1例目	白老町	採卵鶏	10/21	10/22	10/22	未定	未定

※赤字の箇所が10月22日に最新に更新した箇所になります。

令和7（2025）年シーズンの野鳥の鳥インフルエンザ発生状況

野鳥国内 ○例目	回収日 採取日	場所		検体情報			簡易検査		遺伝子検査			最終判定	野鳥監視重点区域			
		都道府県	都道府県内 ○例目	市町村	検体の種類	種名	国内希少 野生動植物種	陽性個体数	結果	結果判明日	HA亜型	病原性	結果判明日	指定日	解除日	
一	10/9	宮城県	一	栗原市	死亡野鳥	マガソ	—	1	簡易陰性	10/9	H5/H7以外 (10/10 A型鳥インフルエンザウイルス検出)	陰性 (高病原性でない、その他鳥インフルエンザウイルス)	10/15	陰性 (高病原性でない、その他鳥インフルエンザウイルス)	10/10	10/15解除
1例目	10/15	北海道	1例目	苫小牧市	死亡野鳥	オオタカ	—	1	簡易陰性	10/15	H5亜型	H5亜型高病原性	10/17	H5N1亜型高病原性	10/17	11/12予定

※赤字の箇所が10月21日に最新に更新した箇所になります。